

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

笑顔



笑顔

「はじめに」において、「皆が参加する『ぬくもりのある福祉社会』」をとらえる視点として、「障害者の参加」、「国民の参加」、及び「まちづくり」の三つの視点を示したが、本章では、この三つの視点を中心に今後の障害者施策の方向を探っていくこととしたい。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第1節 国内・国外の動き

1 我が国における動き

我が国においては、平成5年1月、中央心身障害者対策協議会から、「国連・障害者の十年』以降の障害者対策の在り方について」の意見具申が行われた。

この意見具申においては、平成5年度からの10年間で想定した新たな「障害者対策に関する長期行動計画」を策定することを政府に求めるとともに、計画策定に当たっての基本的な考え方として次の六つの点を示した。

- 1) 障害者の主体性、自立性の確立
- 2) 平等な社会づくり
- 3) 市民参加によるノーマライゼーションの実現
- 4) すべての人々に住みよい社会づくり
- 5) 障害者の重度化、重複化や障害者の高齢化への対応
- 6) 「アジア太平洋障害者の十年」への対応

また、これを受けて、平成5年3月、障害者対策推進本部において、平成5年度からおよそ十年間にわたる施策の基本的方向と具体的方策を明らかにした「障害者対策に関する新長期計画」を策定した。

「障害者対策に関する新長期計画」においては、次の基本的考え方に基づき、「啓発広報」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「福祉」、「生活環境」、「スポーツ・レクリエーション及び文化」及び「国際協力」の八つの分野別施策の基本的方向と具体的方策を定めている。

- 1) 障害者が主体性、自立性を確保し、社会参加していくために必要な諸施策の推進に努める
- 2) 社会を構成するすべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくりを目指す
- 3) 障害の重度化・重複化及び障害者の高齢化に対応した施策の展開に努める
- 4) 関連施策間の連携を図るよう努める
- 5) 特に「アジア太平洋障害者の十年」に配慮した国際協力に努める

全国社会福祉協議会

会長 翁久次郎

この十年、わが国の社会は、着実に変わりつつあります。障害をもつ全ての子供たちが教育を受け、全ての障害者を対象とする雇用対策が実現し、車イスや白杖の人々が気楽に街に出るようになっていきます。

昨年,全国各地で「国連・障害者の十年」最終年を記念する「市町村網の目キャラバン」等のキャンペーンが繰り広げられましたが,何れも障害者と市民の協力によるものです。しかし,「完全参加と平等」の実現は,緒についたばかり。全ての人々にとって本当に住みよい豊かな社会をつくりあげるために「第二次・障害者の十年」の実現を切望してやみません。それは,「アジア・太平洋の十年」をも視野に入れたものであることを期待します。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第1節 国内・国外の動き

2 国際連合における動き

平成4(1992)年4月,国際連合アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)第48回総会において,平成5(1993)年から平成14(2002)年までを「アジア太平洋障害者の十年」とすることが定められ,アジア太平洋地域においては,更に「障害者の十年」を継続し,障害者対策の推進を図っていくこととなった。

また,同年10月には,第47回国際連合総会が開催され,「国連・障害者の十年」の締めくくり審議が行われるとともに,「世界行動計画」と「国連・障害者の十年」に関する国際連合事務総長報告において,平成5(1993)年から平成14(2002)年においても引き続き障害者問題に関し長期的で段階的な国内行動計画を策定していくことが各国に勧奨され,また,毎年12月3日を「国際障害者の日」とすることが定められた。

日本身体障害者団体連合会

会長 灘尾 弘吉

近年,わが国の経済成長による社会の変化は急速であったため,身体障害者福祉においても表面的な施策は進展しましたが,その反面多くの人手と長い年月を必要とする,基礎的条件である地方福祉や民間福祉,そのための人材の養成および研究開発などが立遅れたきらいがあります。今後は後追いの福祉から時代の変化を先取りでき,障害者が安心して生活できる障害者の福祉を推進する必要があります。

急速な経済成長により,わが国の社会は急速に変化しました。障害者の福祉も,貧しい時代の福祉から,豊かな時代の福祉に変化することが必要です。具体的には全国画一な福祉から,地域において障害者が選択できることを重視した福祉の拡充に努める必要があります。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第2節 障害者の参加

「はじめに」において、「障害者の参加」の視点とは、障害者が社会の一員としていきいきと暮らしていける社会とすることであると述べた。

障害者が社会の一員としていきいきと暮らしていく上では、障害者自身が主体性等をもって積極的に参加していくよう努力することが必要である。

しかしながら、障害者を取りまく社会環境においては、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁等障害者が参加していく上でさまざまな障壁があり、このような障壁を除去していくことにより、障害者が社会の一員としていきいきと暮らしていける社会としていくことが今後の重要な課題である。

日本盲人会連合

会長 村谷 昌弘

日盲連:日本盲人会連合は、あの大战の敗戦後の混乱の中、1948年8月、目の障害者同志、地域代表ら70余人が大阪府下・二色の浜に参集し、呱呱の声を上げました。私もこの結成に参加した一人でした。

日盲連は今日全国都道府県、政令指定都市における56団体、会員延べ5万人をもって組織し、協力体制を取るとともに、1983年、都内新宿区に日本盲人福祉センターを建て、点字図書館、点字出版、録音製作、器具機材の開発と頒布、調査研究、更生相談などの事業の他、点字日刊「点字JBニュース」の刊行など、情報ネットワークを張って、情報交換などを行っています。

今後、新しい障害者の十年の設定、長期計画の一層の拡充を期待し、障害者自身がこうした立法や行政サービスをどう活かすか、自立と社会への完全参加の実効を上げることが究極の目的であり、日盲連は実践に一段と努力する決意です。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第2節 障害者の参加

1 ライフステージに応じた参加

「障害者の参加」という視点について、以下においては、障害者自身のライフステージに従って述べることにする。

(1) ライフステージ全体からみた参加

「障害者の参加」を障害者自身の生活からみた場合、それは、生活を支える在宅・施設サービス、所得の保障等からとらえることができる。

ア 在宅サービス

障害者のライフステージ全体からみた場合、「障害者の参加」の視点からはさまざまな課題があるが、障害者ができる限り住み慣れた家庭や地域において生活できるようにすることは重要な課題の一つである。

このため・これまでも各種の在宅対策を実施してきたが、今後とも、障害者の在宅サービスの充実を図っていくことが必要である。

特に、在宅の重度障害者等介護を要する障害者に対するホームヘルプサービス事業、家族の介護負担を軽減するショートステイ事業等の各種の在宅介護事業の充実を図っていくことが必要である。

また、授産事業、デイサービス事業等各種施策・事業の充実等を図るとともに、在宅の精神障害者について、通所型施設の整備、グループホーム事業の充実等を、精神薄弱者について、グループホーム事業や生活支援事業の推進等を図っていく必要がある。

イ 施設サービス

家庭や地域において生活することが困難な障害者が安心して生活することができるようにするとともに、通所機能の強化を図る視点から、在宅サービスに併せて、施設サービスの充実を図っていくことが必要である。その際、多岐にわたる施設種別を統合整理し、障害の特性や障害者のニーズに応じた施設体系を確立し、各地域で利用しやすい施設の整備を進めていくことが重要であり、特に、授産施設の通所施設やデイサービスセンター等の地域における利用施設の整備、充実等を図っていく必要がある。

平成5年4月から、身体障害者関係施設への入所決定等の事務を市町村で行うこととなったが、住民に最も身近な行政主体である市町村において福祉サービスを行うというためにも、そのための体制づくり等が今後の重要な課題である。

理事長 高田 英一

本連盟は、ろう者・聴覚障害者の全国組織であり、47都道府県のすべてに加盟団体を有し、会員は約2万7千名です。福祉運動を中心に手話の研究・普及とろう者・聴覚障害者理解のための出版事業を行っています。毎年約3千名の参加を得て開催される全国ろうあ者大会の他に、青年・婦人・老人部等の大会が毎年各地で開かれ、また、各種研修事業も活発です。厚生省の委託事業としては、手話指導者養成研修や標準手話研究の事業などがあります。

当面の課題として、手話通訳士資格制度の発展として手話通訳制度確立をめざし、また、身体障害者福祉法33条の聴覚障害者情報提供施設をすべての県に設置するための運動を全国的に繰り広げています。

ウ 所得の保障等

障害者が安心して生活していく上で、所得の保障等が必要不可欠であり、障害基礎年金をはじめとする障害年金の給付額等の充実を図っていくとともに、特別障害者手当、障害児福祉手当等各種手当についてもその充実を図っていくことが必要である。

エ 保健医療

障害の原因を究明し、心身障害の発生予防や根本的治療法の確立を図るため、心身障害、精神・神経疾患等の研究を一層推進することが必要である。

また、障害の発生予防、早期発見のために、健康診査等各種の健康・保健対策の一層の充実を図るほか、周産期医療体制の一層の充実等を図ることが必要である。

医療・リハビリテーション医療を充実するため、各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施体制の整備、在宅での医療体制の整備等を図っていくことが必要である。

全日本精神薄弱者育成会

理事長 皆川 正治

骨肉の情に根ざし、運命を共にするものとして、手をつなぐ親の会を創設して以来四十年が過ぎました。この間、本会は、代弁者兼当事者を自任し精神薄弱福祉の振興に努力してきましたが、このような実践を通じ、また、国際障害者年を契機として、自覚を深めてきたことは、精神薄弱者についても一般の方々と同様に、その意思を尊重し、発言を奨励し、社会参加を当然とすることの大切さです。今後は、個人の尊厳にふさわしい対応の上に、育成を築き、養護を厚くし、社会参加を進め、家族援助を含む地域生活の条件を整備し、生活保障を発展させていきたいと考えています。そのため、親だけではなく、障害者本人、友人の参加する手をつなぐ会への発展を目指しており、会活動における本人参加の実践も着実な成長を見せつつあります。

さらに、精神保健法に基づき、精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確立するとともに、その社会復帰対策及び地域精神保健対策を推進することが重要である。

なお、これらの施策を実施していく際には、保健・医療・福祉のそれぞれの施策について有機的な連携を図っていくことが重要である。

オ 障害者団体の活性化、専門職員等の養成

障害者福祉施策の充実を図っていくため、障害者団体を活性化する方策を講じていく必要がある。

また、障害者福祉の担い手である専門職員等の資質の向上を図っていくため、社会福祉士、介護福祉士や理学療法士、作業療法士等の養成等を進めていくことが必要である。

力 権利擁護等

精神薄弱者等自己の意思表示の困難な障害者の権利を擁護していくための制度のあり方について、今後検討を進めていく必要がある。

また、障害者の参加を進めていく上で、障害を理由とする各種の資格制限について、必要な見直しを行っていくことが必要である(啓発広報については第3節で、住宅、建築物の構造、移動・交通等の生活環境面における施策については第4節で、述べることとする。)。

(2) 子どもの時期における参加

子どもの時期においても、「障害者の参加」を進めていく上で、(1)で述べた各種施策の推進を図っていくことが重要な課題である。

また、これに加えて、子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来社会的に自立して生活していくことができるようにする上で、教育・育成を行うことが重要な課題である。

障害児に対する教育・育成については、第3章第2節で述べたように、これまでもさまざまな施策の充実を行ってきたが、今後は、障害の重度・重複化、多様化等の状況の変化に対応するため、障害児の成長のあらゆる段階において、一人一人の障害の特性等に応じた多様な教育・育成の展開を図っていく必要がある。

まず、乳幼児期からの早期教育・早期療育の充実を図る観点から、特殊教育諸学校の幼稚部等の一層の充実、地域の幼稚園、保育所で受入れ可能な心身障害児の受入れ促進や各種通園施設をはじめとする障害児関係施設の整備等を行うことが必要である。

また、義務教育の段階においては、通常の学級に在籍する軽度心身障害児が別の教室にも通って障害に応じた特別な指導を受ける(通級による指導)、という新たな教育形態の制度面の整備・充実を図るとともに、交流教育の推進等による多様な教育の展開等を行うことが必要である。

さらに、後期中等教育段階(高等学校等)において、養護学校高等部の整備・充実を進めるとともに、通常の高等学校において教育を受けることが可能な者については、高等学校における受入れのための条件整備に努め、また、高等教育段階(大学等)において、心身障害児が、その能力・適性等に応じて高等教育に進むための機会を拡充すること、などが必要である。

(3) 成人の時期における参加

成人の時期においても、「障害者の参加」を進めていく上で、(1)で述べた各種施策の推進を図っていくことが重要な課題である。

また、これに加えて、社会の一員として、雇用・就業やスポーツ・レクリエーション及び文化活動も重要な課題である。

ア 雇用・就業

第3章第2節でみてきたとおり、障害者の雇用対策の進展に伴い、中・軽度の障害者の雇用状況は、相当改善されているものの、重度の障害者については、なお不十分な面がある。

このため、今後とも、重度の障害者に最大の重点を置き、障害者が可能な限り一般雇用に就くことができるように、障害の特性に応じたきめ細かな対策を総合的に講じることを基本方針として、その雇用・就業の場の確保に向けて、着実かつ計画的に施策を推進していくことが重要である。

身体障害者については、第3セクター方式による重度障害者雇用企業等の設置促進等雇用拡大のための施策

の一層の推進等を、精神薄弱者については、職業訓練等の各種対策、ソフト面からの支援体制の整備等の推進等を、精神障害者については、社会啓発の推進、社会復帰対策の充実等の条件整備等を図っていくことが重要である。

全国授産施設協議会

会長 調一興

明治維新の「士族授産」など、長い歴史のある授産事業ですが、全国授産施設協議会(全授協)は、昭和52年各種(身体障害者、精神薄弱者、精神障害者、生活保護・社会事業)授産施設と福祉工場が大同団結して障害を持つ人々によりよい働く場を提供するための授産事業の発展を期すため、全国的な連絡調整と調査・研究に加えて共同受注・販売などの事業活動を目的に、社会福祉法人全国社会福祉協議会に設置した協議会です。32都道府県組織と7ブロック組織によって展開しています。経済活動を行う唯一の社会福祉施設である授産施設は現在全国に1,243カ所、約5万人の障害者等が働いて年間約500億円の仕事をしています。全授協では、民需、官公需の受注、製品販売及び販売ルートの確保等授産の振興をはかるために、中央授産事業振興センターと各地に振興センターが設立され、多くの施設の力と英知を集めた協同事業を展開しています。

また、一般雇用に就くことが困難な者については、授産施設、福祉工場の計画的整備、適切な施設利用の確保等により、就業対策の一層の充実を図ることが重要である。また、作業型デイサービス等に対する助成を充実するとともに、雇用対策及び福祉対策の連携を図りつつ、自営業に就く者に対する援護措置の充実方策の検討等多様な就労の場の確保に努めていくことが重要である。

イ スポーツ・レクリエーション及び文化活動等

障害者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動といった社会活動への参加を進めていく観点から、関係省庁においても、施設の整備、その質的充実、人材養成等を図ることが必要である。

なお、障害者の高齢化に対応し、高齢となった障害者のニーズに対応する福祉施策の推進が課題となっている。

愛とふれあいの京都大会記念全国車いす駅伝競走大会

この大会は、昭和63年に京都で開催された第24回全国身体障害者スポーツ大会において、公開競技として行われた車いす駅伝競走大会がたいへん好評を博したので、大会の記念事業として継続していくこととし、平成元年度から京都府・京都市の協調の下に(財)日本身体障害者スポーツ協会や京都陸上競技協会とも連携しながら実施されている。

コースは5区間21.3kmであるが、京都で行われる全国高校駅伝、全国都道府県対抗女子駅伝と同一のコースを使用し、将来的には、京都の三大駅伝と称されるように、毎年内容の充実を目指している。

平成4年2月の大会では、27都道府県の34チームが参加し、京都府民もボランティアとして約2,000人の人々が協力するなど年々盛り上がりを見せており、高円宮殿下、同妃殿下のたびたびの御臨席を得ている。

今後も全国からの積極的な参加と応援を得て更に多くのチームを迎え、都大路に熱い感動とふれあいのドラマが生まれる大会に発展していくことが期待される。



厚生白書(平成4年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第2節 障害者の参加

2 福祉機器の研究開発・普及の促進

福祉機器は、「障害者の参加」を進める上で重要な役割を果たすとともに、介護を行う者の介護の労力の軽減にも資するものである。

国際保健福祉に機器展'92

平成4年11月10日から同月12日まで、国際保健福祉機器展'92が開催された(東京国際見本市会場(晴海))。

保健福祉機器展は、昭和47年から開催されているが、国際展示会としては、昭和61、63年に続き3回目である。

出展企業は、国内企業136社、海外企業65社の合わせて201社にのぼり、コミュニケーション機器、移動用機器等7,000点以上の保健福祉機器が展示された。また、3日間で、平成3年の2.5倍以上に達する4万1千人の入場者があり、福祉関係者や福祉機器メーカーの関係者だけでなく、一般の入場者も多数来場し、保健福祉機器に対する一般の関心の高さがうかがえた。

また、特別企画として、

- 1) 日本、アメリカ、オランダ、デンマークの4か国による「自立生活のためのモデルルーム」の展示
- 2) 「保健福祉機器国際比較フォーラム」(車いす、ベッド、コミュニケーションエイドの3テーマ)の開催が行われ、好評を博した。



福祉機器といえば、一般には、障害者のための国際シンボルマークともなっている「車いす」が思い浮かべられるのではないかと考えられるが、日本車いす工業会の調査によると、平成3年度の我が国における車いすの生産台数は、手動車いすが約13万3,000台、電動車いすが約9,000台と、3年前の昭和63年度に比べて、手動車いすで24.9%、電動車いすで27.9%増加している。

車いすの生産台数の推移

車いすの生産台数の推移

(台)

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度
手動車いす	106,848	113,237	130,321	133,436
電動車いす	6,706	6,756	8,032	8,575

資料：日本車いす工業会調べ

このほかにも、上体を起こすベッドや、点字キーボードで入力し音声・点字ディスプレイで内容を確認する視覚障害者用ワードプロセッサ、まばたきや呼気で情報を入力し画面表示や音声で意志を伝える重度障害者用意志伝達装置等が開発されてきており、補装具や日常生活用具として、公的に給付されるものも多い。

これまでも、厚生省においては、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて福祉機器の開発、試験評価を行い、(財)テクノエイド協会において福祉機器のニーズ調査や開発改良研究、福祉機器のレンタル・普及推進を行い、また、技術研究組合医療福祉機器研究所(厚生省、通商産業省共管)において福祉機器の研究開発を行うなど、福祉機器の研究開発・普及のためにさまざまな取り組みを行ってきている。

「コンピュータが障害者の可能性を拡大する」(岡山県岡山市)

パソコンやワープロ等のコンピュータを活用した機器の開発が飛躍的に進み、今や職場や家庭等で幅広く使われている。これらの機器は、障害者にとって、意思表示や情報伝達さらには今まで秘められていた能力の開発等に極めて有効な手段である。

「コンピュータが障害者の可能性を拡大する」、岡山市ではこの言葉をキーワードに、地域福祉基金活用事業の第一弾として、平成4年度から障害者に対してパソコンやワープロ等の使用の講習を行い、その自立と社会参加の推進を目的とする「福祉機器技能研修事業」を実施している。本事業は、民間企業でコンピュータのソフトウェアの開発に従事し、一昨年出身県の川崎医療福祉大学教授に転身した太田茂氏の全面的協力を得ている。

本年度は、視覚障害者向けワープロ中級研修、聴覚障害者向けワープロ初級講習会、点字ワープロ初級講習会、ハイテク福祉講演会を実施。さらに今後、研修会等の回数を重ねるとともに、障害者のワープロ等の利用が促進され、自立や社会参加へとつながることが期待されている。

聴覚障害者向けワープロ初級講習会



聴覚障害者向けワープロ初級講習会

日本肢体不自由児協会

理事長 竹内 嘉巳

本会では、各道府県肢体不自由児協会と協力して「手足の不自由な子どもを育てる運動」を毎年実施し、肢体不自由児・者の美術展の開催、療育事業功労者の表彰、友情・愛の絵はがきによる募金活動等、社会啓発活動を通じて肢体不自由児の療育、愛護思想の普及に努めています。さらに、在宅指導として中央療育相談所による福祉相談を年間を通じて行い、家庭奉仕員派遣事業、各種キャンプの開催、専門指導誌の発行、各種研修会の開催等も行っています。

また、国の委託を受けて、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、外来・通園療育部門及び療育関係職員養成部門からなる心身障害児総合療育センターを運営しています。

今後は、さらに、障害者のニーズや介護者のニーズに対応するとともに、障害者の生活の質を高めるとの観点

から,積極的な福祉機器の開発を進めていく必要がある。また,福祉機器の普及を一層進めるため,福祉機器情報のネットワーク化や優良機器の普及等を進めていくことが必要である。

このため,利用者の心身の状況にふさわしい福祉用具の研究開発,利用者が自分にあった福祉用具を入手できる体制の整備等の促進を図るための「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案」を第126回国会に提出した。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第3節 国民の参加

「はじめに」において、「国民の参加」の視点とは、お互いにふれあい共感し、ともに活動する社会とすることであると述べた。

今後は、国民が参加する上での障壁を除去していくことにより、お互いにふれあい共感し、ともに活動する社会としていくことが重要な課題である。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

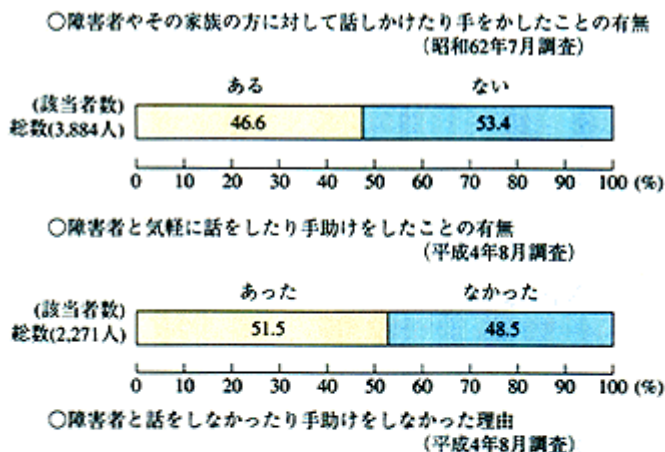
第4章 今後の障害者施策の方向

第3節 国民の参加

1 ボランティア活動の推進

お互いにふれあい共感し、ともに活動する社会とするためには、何よりもまず、その機会を得ることが必要である。平成4年の「障害者に関する世論調査」(総理府)によれば、障害者と気軽に話をしたり手助けをしたことのある人は5割を超え、昭和62年の同様の調査に比べてこの割合は増加しているが、話をしなかったり手助けをしなかったりした理由として、平成4年の調査では、9割近くの人が「そのような機会がなかったから」としている。

障害者とのふれあい



(障害をもつ方と気軽に話をしたり、障害をもつ方の手助けをすることがなかったと答えた者に、複数回答)

	該 当 者 数	が な か っ た か ら	そ の よ う な 機 会	ど の よ う に 接 し な か っ た か ら	た ら か ら	お せ っ か い に な る よ う な 気 が し	か ら よ い と 思 っ た 方	専 門 の 人 や 関 係 者 に ま か せ た	気 が し な か ら	自 分 に と つ て 負 担 が し な か ら	そ の 他	わ か ら な い	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	1,102	88.0	9.1	7.2	6.6	2.7	0.5	2.7	116.8				

資料：総理府「障害者に関する世論調査」

このような状況の中で、お互いにふれあい共感し、ともに活動する機会を提供することは重要な課題であり、ボランティア活動もこのような機会を提供する一つの形態であるといえる。

ボランティアの数は近年着実に増加を続け、平成3年には、400万人を超えるに至っている。

ボランティアは、男女別では、女性が圧倒的に多い。また、年齢でみた場合には、男性、女性とも40歳以上が大部分を占めており、特に、男性では、65歳以上が女性に比べて多く、女性では、40歳以上65歳未満が男性に比べて多い。これは、職業別でみた場合、男性で、定年退職者が多いのに対し、女性では、主婦が多いことからわ

かる。

社会福祉法人全国盲ろう看協会理事

日本学術振興会特別研究員

福島 智

私は盲聾者。永遠に続く静かな闇の中で生きている。一人で外出ができず、通訳者がいなければ周囲の様子も人の言葉もわからない。

こんな私が大学に進み、多くの人と出会い、ささやかな社会的活動を続けてこられたのは、他者の手助けがあったからだ。友人、ボランティア、各種福祉サービス等、様々なレベルでの有形、無形の援助が私を支えてくれた。

私はこの「様々なレベル」での援助が大切だと思う。例えば、警察の仕事が「自警団」によって肩代わりできないように、福祉の仕事もボランティアに頼るだけでは不十分だ。

障害者や高齢者が胸をはり、安心して生きられる社会をめざすことは、全ての人の豊かな生き方につながるものだと思う。

ボランティア活動者数の推移

ボランティア活動者数の推移

(人)

昭和55年4月	1,603,452
昭和60年4月	2,819,474
平成元年9月	3,901,940
平成3年3月	4,110,630

資料：全国社会福祉協議会「ボランティア活動年報
(1991年)」

ボランティア活動の性格については、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」等さまざまにいわれることがあるが、ボランティア活動を行う者、サービスを受ける者、双方にとって、お互いにふれあい共感し、ともに活動するという意義を有することがボランティア活動の本質といえるのではないだろうか。また、近隣の人や友人が病気等で困った時には、お互いに助けあうこともあるが、ボランティア活動は、このような地域における「相互扶助」を延長したものともいえる。

ボランティア活動者の性別、年齢及び職業

ボランティア活動者の性別、年齢及び職業

①ボランティア活動者の性別 (%)

	個人	グループ
男性	23.4	17.8
女性	75.0	82.0
無回答	1.6	0.2
計	100.0	100.0

②ボランティア活動者の年齢 (%)

	個人		グループ	
	男性	女性	男性	女性
20歳未満	2.7	3.1	25.3	10.2
20～40	12.8	11.1	23.5	14.8
40～65	43.5	66.7	32.1	59.3
65歳以上	40.9	19.1	19.1	15.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

③ボランティア活動者の職業 (%)

	個人	
	男性	女性
学生・生徒	3.9	3.9
会社員	12.9	4.1
団体職員	5.1	2.5
パート	0.6	5.5
自営業	25.0	7.3
主夫(婦)	0.4	61.3
定年退職者	35.1	6.1
その他	17.1	9.3
計	100.0	100.0

(注) 「個人」はグループに属さないボランティア
 「グループ」はグループで活動するボランティア
 資料：全国社会福祉協議会「平成2年度全国ボランティア活動実態調査報告」

ボランティアさんに望むこと

小杉正和(東京都45歳)

ぼくがボランティアさんにのぞむことは、せけんのひととおなじにしてみたいとおもうことです。ぼくたちのあしがわるい、めがわるい、そんなことをいっしょにしごとをしたり、あそんだりしてわかってほしいです。いつもわらいがあり、きもちよくあそんでくれるひとがいいとおもいます。弓矢久美子(東京都37歳)

わたしはなかよくしてくれるひとがいいです。わたしとおなじくらいにおはなししてくれるひとです。それからしゅくはくくんれんのときなど、いっしょにさんぼしたり、おはなししたり、あそんでくれたり、なかよくしてくれるやさしい人がいいです。

(注) 小杉さん、弓矢さんは、精神薄弱者通所授産施設に通所されている方です。

また、実費や交通費等を得ながらもさまざまな助け合い活動を地域で展開している住民による自主的福祉活動も、相互扶助活動の延長として、積極的に社会活動への参加の一形態として位置づけることができるのではないだろうか。

障害者関係のボランティア活動

多くのボランティアの活動が、視覚及び聴覚障害者の情報収集やコミュニケーションの確保を支えている。

点訳奉仕については、日本点字図書館による組織づくりが昭和15年から始められた。現在、全国の74の点字図書館で約5千人の点訳奉仕員が活躍している。点字図書館のほとんどは、この点訳奉仕員によって点訳されている。

朗読録音奉仕についても、視覚障害者に対面して本を読む対面朗読は古くから行われてきていたが、録音機器の発達に伴い、昭和30年代から録音テープを作る録音奉仕活動が始まっている。現在、全国の点字図書館で約5千人の朗読奉仕員が活躍しており、こ

れに、ボランティアグループによる自主的な対面朗読員を加えると数万に達している。

手話奉仕は、昭和30年代の後半から始まり、昭和45年以降全国的に広がった。昭和56年の「国際障害者年」には、1年間で約3万人が手話奉仕員養成講座を受講している。現在、小中学校を含む多くの地域や職場に手話サークルができ、数万人が手話を学び、ボランティア活動を行っている。

手話を知らない中途失聴者などのコミュニケーション確保に重要な役割を果たしている要約筆記奉仕についても、毎年約2～3千人が養成講座を受講し、ボランティア活動を行っている。

また、ボランティア活動については、同時に、サービスを活かす障害者の側のことにも留意する必要がある、ボランティア活動は、受け手の視点に立ったサービスが提供されることが望ましいといえる。

このようなボランティア活動を支援する施策として、これまでも厚生省においては、次のような施策を実施してきている。

ボランティアの受け手としての精神障害者

山口 弘美(長崎バッテン倶楽部)

基本的には、障害者と健常者が共に生きるという考えが必要だと思います。特に精神障害者の場合は、障害が表に出ず、生活のしづらさといった生活障害が多いと思います。なかでも一人暮らしの精神障害者にとっては、SOSを発したい時にボランティアの人々に関わってもらえればどんなに助かるかわかりません。具体的には電話を定期的にかけてもらうとか、支援センター、家族会、患者会に参加してもらいながら生活上の相談に乗ってもらうとかです。又できればボランティアの人々が、個人で関わるよりも組織的に関わってもらいたいと思います。そのようなボランティアの組織によって、いまだ根強い社会的偏見の撤廃に共に活動して欲しいと思います。

(1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業

昭和52年度から、子どもたちから社会福祉の現場に触れ、福祉に対する理解と関心を深めるため、小中学校及び高等学校の生徒を対象として「学童・生徒のボランティア活動普及事業」を実施している。この事業は、ボランティア協力校を選定し、社会福祉施設への訪問・交流等の体験学習や社会福祉関係の行事への参加等を行うもので、平成4年度は4,600校が参加した。

(2) ボラントピア事業

昭和60年度から、ボランティア活動の基盤となる人的・物的条件を整備し、自主的な活動が展開されることを目的とした「ボラントピア事業」の実施を推進している。

具体的には、市区町村の社会福祉協議会にボランティア活動推進協議会を設置し、住民に対する啓発活動やボランティアスクールの開催、ボランティアの登録・斡旋、情報提供、活動の場所の確保等を行っており、平成4年度は、136市区町村が実施した。

(3) ふれあいのまちづくり事業

平成3年度からは、ボラントピア事業の実施等によりボランティア活動の基盤整備が進められている市区町村で「ふれあいのまちづくり事業」の実施を推進している。

この事業では、社会福祉協議会が実施主体となり、福祉に関する住民の相談に応じ、また、ボランティア活動者をはじめさまざまな人が参加して、地域の実情に即した創意工夫によるサービスを提供することにより、地域福祉の推進に努めており、平成4年度は平成3年度からの継続分も合わせて178市区町村が実施している。

このほか、企業においても、「ボランティア休暇」として、従業員のボランティア活動を支援するところもできている。

平成4年の「障害者に関する世論調査」(総理府)によれば、「国連・障害者の十年」を機とした交流や催し、ボランティア活動に参加したことがある人は、8.1%と多くはないものの、今後このような活動に参加したいと考えている人は、58.7%と半数を超えている。

ボランティア振興法(アメリカ)

欧米諸国においては、ボランティア活動が盛んだといわれているが、ボランティア活動を積極的に支援する制度が設けられている国もある。

このような事例として、アメリカの「ボランティア振興法」を取り上げることとする。

平成2(1990)年11月、「ボランティア振興法」(National and Community Service Act of 1990)が成立した。

この法律は、州政府に対する補助、ボランティア振興のための基金の創設等を通じて、さまざまなボランティア活動の支援を行おうというものである。

その主な内容は、次のとおり。

1) 州政府に対する補助

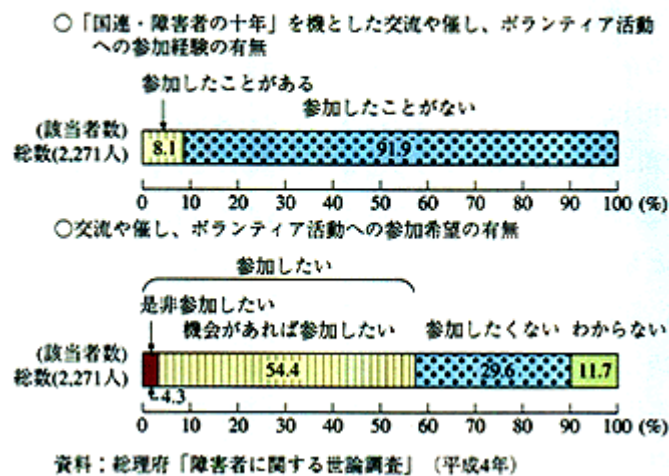
- ・ 学校におけるボランティア活動プログラム
- ・ 青年を対象としたフルタイムプログラム
- ・ 青年から高齢者まで含めたパートタイム、フルタイムプログラム等

2) 団体等への補助

3) ボランティア育成基金への補助

ボランティア活動等への参加について

ボランティア活動等への参加について



このような状況も踏まえて、今後とも、「国民の参加」という観点から、特定の年齢階層や職業の人だけでなく、さらには障害者自身を含めさまざまな人々がボランティア活動や社会福祉に関する活動へ積極的に参加できるような支援策を推進していく必要がある。

シビルディーンスト(市民サーピス)制度(ドイツ)

ドイツでは、男子について兵役が義務化されているが、良心的兵役拒否やその他の思想、信条の理由から兵役の代わりに福祉サービスに従事することができる(昭和35(1960)年1月施行)。

福祉サービスに従事することも兵役に従事することも、ともに社会的に重要な仕事に義務として就くということで、社会的責務を果たすということでは同等の価値を持つとの考え方から、このような制度が設けられている。

兵役期間は12か月であるが、就業内容の違いからシビルディーンスト従事は15か月となっており、平成2(1990)年で約9万人が就業している。就業の場はあらゆる福祉施設に及んでいるが、主として老人ホーム、身体障害者施設等の入所施設及びソーシャルステーションなど老人、障害者等の在宅福祉サービスセンター等で勤務している。兵役と同様、義務期間中は給与がシビルディーンスト庁から支払われるため、施設側、経営者側にとっても有用なものとなっている。また、青年期に福祉に従事することから、その後福祉の道に進むものや福祉の一般的理解を広げる契機ともなっている。

現在、青少年の行うボランティア活動の支援を行う「自由意志社会活動促進法」とシビルディーンスト制度とを合わせて、新たに「青年の公共への奉仕と社会参加を促進するためのボランティア法」を制定することが検討されている。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

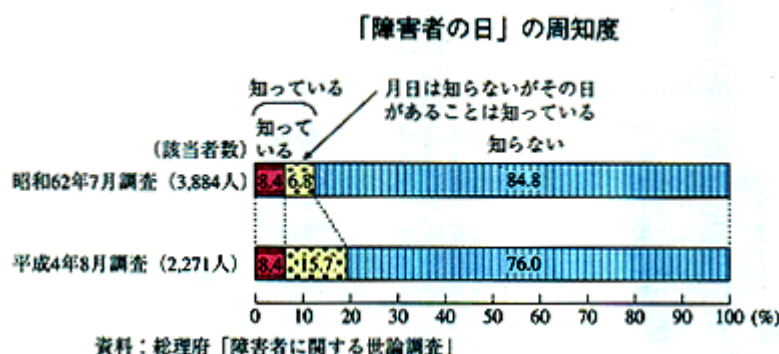
第3節 国民の参加

2 啓発広報の推進

お互いにふれあい共感し、ともに活動する社会としていく上で、啓発広報活動は極めて重要な課題である。

平成4年の「障害者に関する世論調査」(総理府)によれば、「障害者の日」を知っている人は、24.0%と昭和62年の同様の調査(15.2%)に比べ増加するなど、国民の意識は進んでいるものの、なお十分でない面もみられる。

「障害者の日」の周知度



これまでも、国においては、

「障害者の日」(毎年12月9日)

「人権週間」(毎年12月4日～10日)

「障害者雇用促進月間」(毎年9月)

「精神保健普及運動」(毎年11月初めの1週間)

「身体障害者福祉週間」(毎年12月9日～15日)

「精神薄弱福祉月間」(毎年9月)等の啓発広報活動や学校における福祉教育等を実施してきているが、今後とも啓発広報活動、福祉教育等を一層推進していくことが必要である。

その際、次の点を国民一人一人が十分理解するようにすることが必要である。

- 1) 障害者は、障害のない人と違った特別の存在ではなく、障害のない人と同じ社会の構成員であること

- 2) 障害者は,一人の人間として基本的人権を有しており,障害による差別・偏見を受ける理由がないこと
- 3) 障害者も大きな可能性を有していること
- 4) 障害者の問題は,すべての人々自身の問題であること

全国脊髄損傷者連合会

会長 荻野昭二

本連合会は,昭和34年10月,国立箱根療養所において脊髄損傷者の団結により創設され,すべての脊髄損傷者の終身保障,健康管理,そして社会参加を求めて運動を始めました。

脊損者は,脊髄中枢神経障害のため,対麻痺,四肢麻痺の他,泌尿器,呼吸器,循環器及びじよく瘡等の合併症を持ち,身体機能維持のため,医療技術の更なる進歩を望んでいます。

現在の運動の骨子は所得保障,介助制度,雇用促進,建築物及び公共交通等の社会基盤整備の完成です。

今後,「障害者福祉の当事者」を合言葉に「障害者が地域で自立生活ができる社会」を目指して運動を展開していきたいと考えています。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第4節 まちづくり

「はじめに」において、「まちづくり」の視点とは、「一人一人の」障害者にとって住みやすい社会、ひいては、障害者のみならず、その地域で暮らす、すべての人々にとって住みやすい社会とすることである、と述べた。

障害者が実際にまちで生活する場合には、住宅、在宅サービス(ホームヘルプサービス等)、所得の保障、教育、雇用・就業、買い物等を行う場合のアクセス(建築物の構造等)、地域住民の意識等の解決すべき課題がある。

これらの課題を個々に解決していくことは、もちろん重要であるが、実際に特定の「まち」で障害者が暮らしていくためには、総合的なまちづくりを進めていくことが必要である。

今後は、「まちづくり」を行う上での障壁を除去していくことにより、「一人一人の」障害者にとって住みやすい社会、ひいては、すべての人々にとって住みやすい社会としていくことが重要な課題である。

日本精神薄弱者愛護協会

会長 江草 安彦

本会では、「かけがえのない施設生活」を目指して、施設入所者の処遇向上、生きがいのある生活づくりに取り組んでいます。入所者と職員の信頼関係を基調とした施設運営が可能となるよう、施設の近代化を図り、設備・運営基準の改善のほか、施設運営の手引きの作成、通信教育の充実・普及を通じて、施設を精神薄弱者の心身の障害に適切に対応した専門機関とするよう努めています。また、施設職員の待遇改善、福利厚生制度の充実を図り、資質の向上、専門性の養成に努めています。今後は、地域社会活動への参加等を通じて、地域と身近に開かれた施設づくりを目指すとともに、国の内外の同種施設等との友好交流を進めていきたいと考えています。

次に述べるように、建築物等の物理的な障壁の除去については、「バリアフリー」という用語が用いられることが多いが、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁等さまざまな障壁(バリア)を除去する、という意味での『バリアフリー』を進めていくことが、「障害者の参加」、「国民の参加」、「まちづくり」を推進していく上で重要であるといえる。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第4節 まちづくり

1 すべての人々にとって住みやすい総合的なまちづくりの推進

すべての人々にとって住みやすい総合的なまちづくりとは、それぞれのまちにおいて、各種の障壁を除去していくことである。

先に述べた「バリアフリー」の用語は、当初、障害者や高齢者、とりわけ、身体障害者が社会生活を行う上での都市構造や建築物等の物理的な障壁を除去するという意味で用いられたものといわれている。

国際的にみると、昭和49(1974)年には、国際連合「障害者生活環境専門家会議」により建築上障壁のない設計(バリアフリーデザイン)についての報告書がまとめられ、これ以降バリアフリーデザインの用語が建築学会に登場し始めたといわれている。

また、昭和52(1977)年には、国際連合「障害者のコミュニティ生活への統合を阻む社会的障壁に関する専門家グループ会議」が開催され、制度的、社会的な要因等の社会的障壁の克服についての報告書がまとめられた。

バリアフリーモデルハウス（石川県金沢市）

金沢市では、「福祉プラン21金沢」の具現化施策の一環として、「金沢市バリアフリーモデルハウス」を、平成4年6月、交通の便が良いJR金沢駅前に建設した。

このモデルハウスは、高齢者や障害者の自立生活を支援するとの視点から、老人夫婦2人世帯又は、車いす使用の障害者とその介護者の組み合わせを想定し、子どもからお年寄りまで誰もが安全で快適に暮らせるように設計されている。そのため、床面をすべてフラットなものとし、ベッドといすの生活を基本として、モデルハウス内のすべてのもの、浴槽、便座、流し台、スイッチ、コンセントなどをいすや車いすの高さに合わせる、などの工夫がなされている。

自治体初の取組みとして開館し、1日に平均30人を超える来館者を迎えており、現在は、実際に現場を見て体験できるという利点を生かして、新築、増改築を考えている方への助言や相談、体験入居等の事業も実施している。

モデルハウスは、バリアフリー思想の普及・啓蒙、さらには、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進していく上で大きな役割を果たすことが期待されている。



我が国におけるバリアフリーの問題を「福祉のまちづくり」という観点から、行政の動きを中心にみてみ

ると、昭和49年には、東京都町田市において、行政上の指導要綱である「ハンディキャップを持つ人のための施設整備基準」が初めて制定され、以後、同様の基準は、他の多くの地方公共団体でも制定された。

また、条例としては、昭和52年、神戸市が、「神戸市民の福祉を守る条例」を制定し、その中で、「都市施設は、老人、心身障害者をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用できるよう配慮しなければならない」旨定めた。

さらに、平成4年には、大阪府及び兵庫県が、都道府県としては初めて、「福祉のまちづくり条例」を制定した。

福祉のまちづくり条例の制定(大阪府、兵庫県)

平成4年10月、大阪府及び兵庫県において、「福祉のまちづくり条例」が制定された。

○大阪府の「福祉のまちづくり条例」

大阪府においては、かねてより、「福祉のまちづくり整備指針」(昭和57年)に基づき、高齢者や障害者に配慮した公共的施設の改善を指導してきた。

その後、「国連・障害者の十年」の取組みやアメリカにおけるADAの制定等を踏まえ、平成4年3月に建築基準法施行条例が改正されるとともに、同年10月、「福祉のまちづくり条例」が制定され、両者あわせて、すべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加できる福祉のまちづくりを推進することとされた。

建築基準法施行条例においては、高齢者や障害者の安全上の視点から、病院、劇場、ホテル等の一定の建築物について、スロープや出入口の幅員、エレベーターやトイレの仕様等について基準が新たに設けられ、新築等の際にこの基準を満たさなければ、建築確認が行われないこととなった。また、福祉のまちづくり条例においては、病院、劇場、ホテル等の建築物に加え、官公庁、駅舎、事務所、工場、道路、公園、駐車場等も対象とされ、また、既設の建築物も対象とされ、これらの施設については、車いす用トイレ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック等条例が定めるきめ細かな基準に適合するよう努めることとされている。

中でも百貨店、ホテル等特に公共性の高い施設は、事前協議、改善計画の策定等の手続を経ることとされ、事前協議を行わなかった場合等には、勧告、公表等の措置が行われることとなっている。

今後、府民一人一人が、自らのことと認識して自主的に取り組んでもらえるよう、府民各界の代表者で構成する府民会議を通じ、積極的に啓発を図っていくこととしている。

○兵庫県の「福祉のまちづくり条例」

兵庫県においては、平成元年9月に「すこやかな社会づくりのためのまちづくり整備指針」が制定されるとともに、平成2年3月に、建築基準条例の改正が行われ、さらに、平成4年3月までに、県下全91市町で県の整備指針に相当又は準ずるまちづくり推進要綱等が整備されて、高齢者や障害者に配慮した施設整備の推進が図られてきた。

「福祉のまちづくり条例」は、これを更に進め、高齢者や障害者を含むすべての人が、安心して地域の中で生活し、社会参加できるまちづくりを目指して、平成4年10月に制定された。

条例では、このような観点から、官公庁、駅舎、店舗から事務所、工場、道路、公園に至る建築物について、その種類や規模に応じて、高齢者や障害者に配慮したスロープや車いす用トイレ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック等を整備することとされている。その実効性を担保するため、建築物の新築等の際に、条例内容に適合しているか審査、指導が行われ、指導に従わない場合には、勧告、公表等の措置がとられることとなっている。また、既存の施設についても整備に努めることとされ、自主点検や整備計画の策定等により、その整備を進めることとされている。

条例では、県民一人一人の主体的な取組みを目指した意識啓発や福祉教育の推進による県民の福祉意識の高揚がうたわれており、兵庫県では今後、各界からの幅広い参加による「ひょうご福祉のまちづくり推進協議会」を中心に、県、市町、県民、事業者一体となって福祉のまちづくりに取り組むこととしている。

国においては、「住みよい福祉のまちづくり事業」(厚生省)、「福祉の街づくりモデル事業」(建設省)等の施策を実施している。

このうち、「住みよい福祉のまちづくり事業」は、国の指定を受けた市町村が、公共施設等の改善のみならず、福祉サービスや啓発普及事業も併せて、総合的な福祉のまちづくりを行おうとするものである。

この事業は当初、「身体障害者福祉モデル都市事業」として、昭和48年に開始し、身体障害者のための生活環境の改善に限って実施していたものであるが、その後、対象を障害者全体さらには高齢者等に広げるとともに福祉サービス等も含めた総合的な福祉のまちづくり事業として、発展してきたものである。

今後とも、このような総合的なまちづくりを積極的に進めていくことが必要である。

身体障害者福祉モデル都市(広島市)

広島市では、昭和48年度から50年度まで「身体障害者福祉モデル都市」事業、昭和55・59年度に「障害者福祉都市」推進事業、昭和61・63年度に「障害者の住みよいまち」づくり推進事業の指定を受け、福祉のまちづくりを進めてきている。

特に、障害者福祉の啓発については、昭和56年度から、100万人を超える人出でにぎわう全市的なまつりである「ひろしまフラワーフェスティバル(毎年5月3日～5日開催)」期間中に、障害者と市民との交流の広場を設け、毎年、ステージ・パレード等に延べ1,000人以上の障害者やボランティアが参加しており、「障害者の日」を中心とした各種の記念行事とともに定着したイベントとなっている。

また、生活環境の改善については、新設はもちろん、既存の公共施設についても、玄関出入口のスロープ化、階段等への手すりの設置、身体障害者用便所の整備等を進め、ここ数年では毎年度2億円を超える予算により整備を進めている。

さらに、昭和57年6月には、「福祉のまちづくり環境整備要綱」を制定し、施設の新設等に当たっては、その整備内容について建築確認申請を受理する前に建築主又は設計者から事前協議を受け工事完了後協議どおりの整備が行われているかを確認し、シンボルマークの交付を行っている。

要綱制定後、10年が経過し、協議体制もほぼ確立され、一定の成果をあげているが、現在、より一層の整備促進を図るため、具体的な整備基準や実行性の確保方策について、見直し、検討が行われている。

ひろしまフラワーフェスティバル



ひろしまフラワーフェスティバル

住みよい福祉のまちづくり(鳥取県境港市)

境港市は、平成2年度から4年度まで、厚生省の「住みよい福祉のまちづくり事業」の指定市町村の一つとして、さまざまなまちづくり事業を実施してきている。

まちづくり事業の一環として、市民会館等のスロープの改善や障害者用トイレの整備を行ったほか、市民会館に車いすのままでも観覧できる席を設置したり、駐車場に身体障害者用のスペースを設けマークをつけるなど、生活環境の改善を進めてきている。

また、「いきいき浜っこ祭」、「さつま芋収穫祭(ミニ福祉祭)」、「身体障害者水泳大会」等、市民と障害者との交流の推進等を図るための事業を行っている。中でも、平成4年9月に行われた「いきいき浜っこ祭」は、障害者や市民5,000人の参加を得て盛大に行われ、市内三つの中学の生徒がボランティアとして「まつり」の運営に参加した。また、平成4年10月の「さつま芋収穫祭」においては、障害者や市民400人が参加し、2,000m²の畑で栽培されたさつま芋の収穫を楽しんだ。

このほか、障害児のふれあい学級の開催、福祉のしおりの作成等の啓発事業等も実施している。

境港市の「住みよい福祉のまちづくり事業」は、さまざまなアイデアの下、市民の参加を得て行われている総合的な福祉のまちづくりである。

いきいき浜っこ祭



いきいき浜っこ祭

なお、障害者の利用に配慮した各種の施設、設備整備等障害者に対する各種の措置が普遍的に講じられていくためには、一般的な措置がそもそも障害者に対する配慮を前提として行われるべきものであることに留意する必要がある。

福祉のまちづくり関係事業の変遷

福祉のまちづくり関係事業の変遷

	身体障害者福祉モデル都市	障害者福祉都市	障害者の住みよいまちづくり	住みよい福祉のまちづくり
期 間	昭和48～50年度	昭和54～60年度	昭和61～平成元年度	平成2年度～
実施主体	原則として人口20万人以上 (昭和48～50年度で53市)	人口概ね10万人以上の市 (昭和54～60年度で156市)	人口概ね5万人以上の市町村 (昭和61～平成元年度で76市)	人口概ね3万人以上の市町村 (平成4年度までで79市)
目 的	身体障害者のための模範的な生活環境施設、設備を整備する身体障害者福祉モデル都市を設置し、これにより身体障害者の福祉についての一般住民の理解を深め、家庭に閉じこもりがちな身体障害者の生活圏の拡大を図るとともに、身体障害者の住みよい環境づくりの普及促進を図る。	障害者の生活環境の改善、障害者福祉サービスの実施、心身障害児の早期療育の推進及び市民啓発の各事業を総合的に実施し、障害者の住みよいまちづくりの推進を図る。	障害者の生活環境の改善、障害者福祉サービスの実施、心身障害児の早期療育の推進及び市民啓発の各事業を総合的に実施し、障害者の住みよいまちづくりの推進を図る。	生活環境の改善、福祉サービスの実施及び啓発普及等の事業を総合的に実施することにより、障害者や高齢者等が住みやすいまちづくりの推進を図る。
事業内容	(1)道路、交通安全施設の整備 (2)公共施設の構造設備の改造 (3)公共施設、公園等に車いすの配備 (4)移動浴槽車、リフト付きバス、電話相談網等の整備 (5)身体障害者用公共便所の整備 (6)身体障害者福祉について普及啓蒙	(1)生活環境改善事業 (公共施設の構造設備の改善等) (2)障害者福祉サービス事業 (在宅福祉サービス等) (3)心身障害児早期療育推進事業 (地域における心身障害児の療育の総合計画の策定等) (4)市民啓発事業 (市民に対する啓発事業等)	(1)生活環境改善事業 (公共施設の構造設備の改善等) (2)障害者福祉サービス事業 (在宅保健・福祉サービス等) (3)心身障害児早期療育推進事業 (地域における心身障害児の療育の総合計画の策定等) (4)市民啓発事業 (市民に対する啓発事業等)	(1)生活環境改善事業 (公共施設の設備の改善等) (2)福祉サービス事業 (在宅福祉サービス等) (3)啓発普及事業 (ボランティア講座の開催等) (4)その他
実施体制	—	事業の推進にあたる「障害者福祉都市推進協議会」を設置。	事業の推進にあたる「障害者の住みよいまちづくり推進協議会」を設置。	事業の推進にあたる「住みよい福祉のまちづくり推進協議会」を設置。

全国重症心身障害児(者)を守る会

会長 北浦 雅子

本会は、「最も弱いものをひとりももれなく守る」の基本方針に沿って施設・在宅対策の運動を進めており、その具体的対策として重症心身障害児療育相談センターにおいて在宅心身障害児(者)のために、広く療育相談事業(診療:三宿診療所,相談,通園・通所:あけぼの学園(東京都認可),緊急一時保護(世田谷区委託))を実施しています。また、世田谷区から重度重複障害者通所訓練施設区立三宿療育センターの運営を委託されています。

厚生白書(平成4年版)

各地に支部・準支部を置き,全国の親の意識の啓発と関係を深めるために,親の指導誌「両親の集い」の発行(月刊),各種研修会の開催等も行っています。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第4節 まちづくり

2 住宅の確保,地域へのアクセス等の推進

以下においては,これまで述べていない住宅の確保,地域へのアクセス等の個々の課題について述べることにする。

(1) 住宅の確保

障害者の住宅を適切に確保していくことは,障害者が地域で生活し,参加していく上での重要な課題の一つである。

障害者の住宅については,これまでも,障害者の身体的特性に配慮した公営住宅の整備等を行ってきたが,今後とも障害者の特性・ニーズに応じた障害者向けの公的住宅の整備を促進するとともに,住宅改造に対する融資等に積極的に取り組むことが重要である。

また,精神薄弱者については,平成元年度から,厚生省においてグループホーム事業の実施を推進し,共同で生活を行う精神薄弱者に対する援助を行っている。

精神薄弱者地域生活援助事業(グループホーム)

「国連・障害者の十年」を一つの契機として,障害者が地域社会で暮らす機会が増えてきたが,精神薄弱者が何らの援助を受けずに地域社会で生活を営むことは容易ではない。

グループホームは平成元年度から始められた事業で,地域社会において共同生活(4人～5人が標準)を営む精神薄弱者に対して,お金の管理や食事,健康管理など日常生活上の援助が世話人によって行われるものである。グループホームの入居者は,就労し,共同生活を送る上で支障のない程度に身の回りのことができ,世話人に必要最低限の援助を受けるほかはすべて自分で自分の身の回りの世話をしている。

精神薄弱者の地域生活を支える上でグループホームの果たす役割は大きく,平成4年度には全国で400か所が国庫補助を受けているが,今後ますます需要が増えることが予想される。グループホームを推進する上で地域住民の理解は不可欠であり,地域社会とグループホームがよりよい関係を持つことが求められている。

グループホーム入居者の状況

グループホーム入居者の状況

①入居者の就労状況

②入居前の居住状況

		(%)			(%)
一般就労		80.9	入所施設利用(通勤寮含)		70.4
福祉的就労	小規模作業所	7.1	通所施設利用		3.5
	通所施設	6.8	在宅者(地域生活者含)		18.1
その他の活動		5.2	その他		3.5
合計		100.0	無回答		4.5
			合計		100.0

資料：厚生省心身障害研究「グループホーム制度の実際の援助に関する研究報告書」(平成元年度)

平成元年度の厚生省の研究調査では、グループホームで生活する人の約8割が、一般の企業で就労している。また、同じ調査では、入所施設からグループホームへ移ってきた人が約7割であり、「施設」から「地域」へというグループホーム事業本来の趣旨がいかされていることがわかる。

なお、精神障害者についても、平成4年度からグループホーム事業の実施を推進している。

全国精神障害者家族会連合会

理事長 山下利政

「国連・障害者の十年」を振り返ってみましょう。精神保健法が施行され、精神科医療は地域ケア中心へと流れが大きく変化してまいりました。精神障害者社会復帰施設も法定化され、施設整備もようやくその緒につこうとしています。公的な社会復帰対策も漸次進展しつつあります。各方面の温かいご理解もいただけるようになり、大変喜ばしいところです。また、平成3年には篤志家や関係者の御尽力により、家族会の全国的な活動拠点である本部ビルが完成しました。さらに、それにも増して、疾病と障害を合わせ持つ当事者の皆さんが、実名を名乗って社会に溶け込もうという動きが出てまいりました。全国各地には、自身でボランティア活動を実践するという作業所グループもあります。

精神障害者対策は、今後とも一層充実していく必要があります。こうした願いや希望を込めて、第二次の「十年」に夢を託したいと思えます。

(2) 地域へのアクセス等

ア 建築物の構造改善

建築物における物理的な障壁の除去等の障害者の利用に対する配慮は、障害者が地域において生活し、参加していく上での重要な課題の一つである。

建築物における障害の除去については、これまでも、公的施設等の新設や大規模な改築が行われる場合には、障害者の利用に配慮した施設・設備の整備等が進んでいる。また、一定の民間建築物については、公的な融資を行うことにより、改善を進めてきている。

日本障害者雇用促進協会

会長 岡部 晃三

日本障害者雇用促進協会は、障害者の雇用促進等に関する法律の趣旨に則り、労働省を中心とする行政機関に協力しながら、障害者の雇用を円滑にすすめるため、各種の事業を行っています。

主な事業として、助成金の支給をはじめとする身体障害者雇用納付金関係業務の他、各種講習、障害者雇用促進大会、アビリンピックの実施、職域拡大のための研究調査の実施等があります。

また、障害者職業総合センターを中核とした、全国の広域・地域職業センター等による職業リハビリテーションサービスの実施も当協会の重要な事業です。今後も、これらの事業を拡大強化し、障害者の雇用の促進と職業の安定のためにより一層努めていきたいと考えています。

今後は、障害者の利用に配慮した建築物の積極的・効果的な整備が進むよう、制度的な措置を含め、その推進方策を検討する等の対策を進めていく必要がある。

イ 移動・交通対策

障害者の移動における障害を軽減することは、障害者が地域において生活し、参加していく上での重要な課題の一つである。これまで、交通ターミナルにおけるエレベーターの導入等障害者に対する配慮について、各種ガイドラインに基づいて順次実施されているほか、歩道の段差の切り下げ等道路構造の改善や、リフト付きバスの運行、ガイドヘルパーの派遣、移動・交通に係る経費負担の軽減等各種の施策を実施してきたが、今後さらに“障害者の視点に立って、出発地から目的地にいたる移動ニーズを満足させることができるような連続性のある交通体系の構築をめざした整備方策の検討、歩道の段差切り下げの推進、ガイドヘルパーの充実等、移動・交通対策を積極的に推進していく必要がある。

全国特殊教育推進連盟

理事長 下田 巧

本会は全国特殊学校長会が首唱して、昭和39年、特殊学級設置校長会、特殊教育諸学校PTA及び障害児(者)の親の会が一丸となって結成されたものです。その目的は特殊教育の振興に寄与することで、毎年意見を取りまとめて陳情等を行っていますが毎年協議会、振興大会及び研修会等を行っています。既に協議会18回、振興大会11回、外国人講師の研修会5回を行っています。昭和54年度以降文部省における心身障害児就学啓発事業の一部の委託を受けて、就学児の親のための小冊子の配布、障害児教育に関するビデオの作成及び障害児教育の理解推進のため、各都道府県毎に理解啓発会議を行っています。

ウ 情報提供

障害者、特に視聴覚障害者が的確・十分な情報の収集やコミュニケーションの確保を行うことは、障害者が地域で生活し、参加していく上での重要な課題の一つである。

障害者に対する情報提供としては、これまで、点字図書や字幕付きビデオの貸出し等を行う視聴覚障害者情報提供施設の整備、音声多重放送等障害者に配慮した放送番組の充実等を行ってきたが、今後とも、文字多重放送等視聴覚障害者に配慮した放送番組の一層の充実、点字図書、字幕付きビデオの充実等を図っていくことが必要である。

エ 防犯・防災対策

障害者に対する犯罪の防止、火災等による被害の防止は、障害者が安心して地域で生活し、参加していく上での重要な課題の一つである。

防犯・防災対策としては、これまで、緊急通報システムの整備等を行ってきたが、今後とも、地域における住民、消防署、警察署等による防災・防犯ネットワークの確立に努めていくことなどが必要である。

日本身体障害者スポーツ協会

会長 葛西 嘉資

身体障害者スポーツは、身体障害者がスポーツを通じて体力の維持増強及び残存能力の向上をはかり明朗・快活で積極的な性格と協調精神を養い明るい社会生活の形成に寄与し、身体障害者の福祉の増進を目的として行われます。

現在、身体障害者スポーツは、全国身体障害者スポーツ大会などの国内大会の開催や国際競技大会への選手団の派遣を行っているほか身体障害者スポーツ大会指導員の養成研修及び身体障害者のスポーツに関する調査研究なども行っています。

なお、1998年には長野県において冬季パラリンピックの国際大会の開催が決定しています。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

第5節 国際協力の推進

「障害者の参加」,「国民の参加」,「まちづくり」の三つの視点に加えて,国際協力の推進も重要な課題である。

我が国は,これまでも,国際協力事業団(JICA)や(社)国際厚生事業団(JICWELS)による研修生の受入れ等を通じ,国際協力を行ってきたが,今後とも国際社会の一員として,障害者福祉の問題においても積極的に国際協力を推進していくことが必要である。

特に,平成5(1993)年から平成14(2002)年までの10年間は,「アジア太平洋障害者の十年」であり,これらの地域への協力を重点を置くとともに,政府レベルの交流や民間団体の交流等を進めていくことが必要である。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第4章 今後の障害者施策の方向

都道府県・指定都市障害者福祉担当課長

北海道生活福祉部障害福祉課長 井坂 紘一郎

現在、本道には約38万人の心身に障害のある方々がおられますが、これらの方々が乳幼児期から高齢期までの生涯の各段階において、また、各段階を通じて関係する分野の連携のもとに必要なサービスの提供を受け、地域で自立した生活ができるような総合リハビリテーションシステムの構築に努めております。これらの方々のうち、精神障害者の方々については、福祉的支援方策が十分とはいえないため、早急な支援策の確立に努めております。

青森県生活福祉部障害福祉課長 柴田 齊

青森県は、障害者の社会への「完全参加と平等」の実現を目標に、各種事業の充実に務めてまいりましたが、まだ残された課題も少なくありません。

平成5年度以降も引き続き目標実現のために、障害者等が地域において安全かつ快適に生活できる「やさしいまちづくり」の整備を図るとともに、障害児・者に対して一貫した療育等の処遇を行う体制を作ること並びに精神障害者の社会復帰を目標とする社会資源の整備と地域におけるケア体制の充実が必要と考えているところです。

岩手県生活福祉部成人福祉課長 芦 文雄

「国連・障害者の十年」の成果として、県民の障害者に対する理解が深まり、障害者の自立意欲が確かなものになってきております。

この大きな変化を背景として、障害者一人ひとりが生きがいを見いだすことができるよう、生活環境の整備に努めてまいりたいと考えています。

また、「まちづくり」や、重度・重複障害者の通所の場の確保、精神障害者の社会復帰促進に向けた各種の相談事業などの緊急的な課題を含む総合的な障害者対策を積極的に推進するため、平成4年11月に新岩手県障害者福祉行動計画を策定したところです。

宮城県生活福祉部障害福祉課長 吉川 勲

本県においては、障害を持つ方々の多様なニーズに対応し、ノーマライゼーションの理念を基調とした障害福祉対策を県民一人ひとりの理解のもとに一層推進していくため、平成4年「宮城県障害福祉憲章」を制定しました。今後は、この憲章の理念を反映させ、障害を持つ方々のライフステージ全般にわたる生活の質の向上を図るため、新たな「宮城県障害福祉長期計画」を平成4年度中に策定し、長期的な対応を図っていくこととしています。

秋田県福祉保健部障害福祉課長 成田 良美

障害者が地域社会で安心して生活できるよう在宅福祉サービスの拡充等に努めるとともに、心身障害乳幼児の療育が適切に行われるようネットワークシステムの形成に努めています。また、入所施設整備、心身障

害者コロニーの計画的な改築や就労促進のための施設整備を進めているほか、障害者の社会参加を促進するための機能訓練の場等の整備、点字図書館の改築、障害者に配慮したまちづくりなどを推進しています。

山形県生活福祉部障害福祉課長 池田 武郎

本県の自然の景観を生かしつつ、障害者や高齢者に十分配慮した快適な生活環境の整備と、総合的な地域リハビリテーションのシステム構築が今後重要になってきます。また、幼児期の早い段階からの交流教育や交流体験の機会を設けることも検討したいと考えています。昨年開催した全国身体障害者スポーツ大会「輝きのべにばな大会」の成果を引き継ぎ、障害者の国際交流の発展と、県民に広く浸透した障害者に対する理解と支援の気運をさらに高めて、障害者が“輝く”山形としていきたいと考えています。福島県生活福祉部障害福祉課長 渡辺 毅

福島県では、障害者が「健常者と共に活動することができるような地域社会の実現」を基本目標として次の事業を推進しています。

- 1) 国連・障害者の十年記念—うつくしま、ふくしま。「ふれあい祭'92」の開催をはじめとする啓発・広報活動の推進
- 2) 心身障害児の早期発見、早期療育のための総合療育体制の充実
- 3) 在宅障害者の援護のための県単独事業の推進
- 4) 障害者の社会参加の促進のための「障害者の明るいくらし」促進事業、障害者小規模通所授産事業の推進、障害者スポーツの振興

茨城県生活福祉部障害福祉課長 井上 紀治

茨城県においては、障害に関する普及啓発、指導相談を充実強化し、地域の人々の理解と協力に支えられた、障害者のための在宅福祉を推進するとともに、施設の専門的機能を生かし、地域に開かれた施設の整備・充実を促進します。また、障害者自身の自立意欲の高揚とともに、就労機会の拡大や社会参加及び社会復帰を促進するための条件整備を進め、障害者が社会の一員としていきいきと暮らしていける福祉社会の実現をめざします。

栃木県県民生活部障害福祉課長 堀口 昭雄

栃木県では障害者の福祉の増進を重点課題として位置づけ、長期計画を策定し、障害者の自立と社会参加を促進するための施策を積極的に推進してきました。今後とも、21世紀に向けて、障害のある人もない人も誰もが幸せに生きる、こころかよう福祉社会「ふるさととちぎ」を目指し、県民こぞって障害者の福祉の増進に取り組むための新たな長期行動計画を、引き続き策定することとしています。

群馬県県民生活部障害福祉課長 大橋 利雄

群馬県では、障害者の全人間的復権を目指し諸施策を実施していますが、既存の施設等の利用が困難な在宅重度心身障害者の対策として日常生活・機能訓練を行うデイサービス事業の充実、精神保健対策として精神障害者の社会復帰施設の整備充実、障害者の社会参加の促進対策として地域社会との交流拠点である県立ふれあいスポーツプラザの利用促進に重点を置き、県民の理解を得て障害者と健常者が共に生活できる郷土づくりを推進します。埼玉県生活福祉部障害福祉課長 石坂 高二

障害者の社会への「完全参加と平等」を実現するためには、この10年間の実績を踏まえ、今後とも継続して総合的な施策を推進する必要があるため、現在、障害福祉に関する新たな計画の策定を進めています。

とりわけ障害者の社会参加を促進するため、住みよい福祉のまちづくりの実現は緊要の課題と考えており、今後は、生活環境や建築物の基盤整備など、実効性あるものとしていきたいと考えています。

千葉県社会部障害福祉課長 姫野 孝雄

千葉県では、障害者福祉の総合基本計画である「千葉県障害者施策長期推進計画」及びこれと連携し、平成

3年度を初年度とする「さわやかハートちば5か年計画」において、「福祉が充実し生涯健康で安心して暮らせる社会づくり」に取り組んでいるところです。

具体的には、生活環境の整備などによる社会参加の促進、地域での生活を支援するための地域在宅福祉の推進、在宅では対応が困難な重度障害者等のための施設福祉の充実などについて、長期的な展望に立った総合的な施策を積極的に推進しています。

東京都福祉局障害福祉部計画課長 尾崎 眞幸

東京都は、平成4年3月に、新しい「ノーマライゼーション推進東京プラン—東京都障害者福祉行動計画」を策定しました。

この計画は、これから10年間の障害福祉行政の基本となるものであり、ノーマライゼーションの理念の推進、リハビリテーションの重視、自立への支援等を、計画策定の視点としています。

障害者の自立を支援し豊かな地域生活がおくれるよう、都民や関係機関・団体等とも連携・協力して、計画の実現に総合的に取り組んでいます。

神奈川県福祉部障害福祉課長 大澤 隆

神奈川県の福祉は「かながわ福祉プラン」と「長期行動計画」とを基に展開しています。そのため5つの理念(ノーマライゼーション・可能性の哲学・生活の継続性・主体的選択・世代間の文化伝承)と、その実現方策としての、10のプロジェクトを設定しています。今後の課題として「障害者福祉対策における高齢化社会問題」を考えると、障害者福祉と老人福祉の施策の共通化等リンケージの必要性を痛感しており、また、身体障害と精神薄弱の行政の一元化による新たな展開の可能性を模索しています。

新潟県民生部障害福祉課長 西脇 英雄

本県では、「障害者に関する新潟県長期行動計画」に引き続き、「新潟県社会福祉計画(3～12)」を策定し、『にいがた福祉オアシスを目指して』施策を進めております。特に、施設整備関連では、社会福祉施設特別助成制度(県単)を創設し、その進捗を図ることとしております。今後は、障害者や高齢者等にとって住みよい街づくりや、リハビリテーションの充実・システム化が課題であると考えています。

富山県厚生部障害福祉課長 勝田 智明

富山県では、平成3年に策定した「新富山県民総合計画に基づき、21世紀に向けて、県民の連帯と参加により、県民が真の豊かさを実感し、幸せな日々を過ごせる「心豊かな幸福社会富山」の実現を目指しており、障害者の福祉についても、「理解と交流の促進」、「保健・医療及びリハビリの充実」、「自立と社会参加の促進」の三本柱を施策の基本として、積極的に取り組んでいくこととしています。

石川県厚生部障害福祉課長 武田 寿夫

平成3年に石川県で開催された第27回全国身体障害者スポーツ大会(ほほえみの石川大会)を契機に、県民の間で、障害者福祉への関心が高まってきています。

このような情勢を踏まえ、今後、在宅福祉、施設福祉の両面にわたり、当面やさしいまちづくりの推進、施設の整備、手話通訳者、ホームヘルパー等の増員、障害者のスポーツ振興の施策を積極的に展開し、障害者の社会への「完全参加と平等」を一層促進していきたいと考えています。

福井県福祉保健部障害福祉課長 松村 和男

本県は、「美しく、たくましい福井」を基本理念とする福井県新長期構想を具体化するため、平成元年度から福井県中期事業実施計画を示し、健康で生きがいのある福祉社会の実現を目指し、障害福祉行政にあっては、ともに生きる社会づくりを課題にしています。「国連・障害者の十年」で蓄えられた努力の成果を踏まえ、さらなる進展と新しい出発の意義を含めて、在宅福祉のネットワークづくりを柱に地域福祉の基礎充実を目指すこととしています。

山梨県厚生部障害福祉課長 池田 純一

山梨県では、県民誰もが幸せを実感できる社会の実現を目指して、現在、障害者幸住条例(仮称)の策定を進めています。

条例策定に当たっては、障害を持つ人も持たない人も「共に生きる」という連帯感のもとに、障害者や高齢者など社会的ハンディキャップを負った人々への配慮が、日常生活の中でごく自然に行われるような、こころ豊かな社会環境づくりを目指しています。

長野県社会部障害福祉課長 瀬在 秀雄

平成4年2月、「ノーマライゼーションの確立をめざして」を基本目標に、第2次の障害者対策に関する長期行動計画である「さわやか信州障害者プラン(10年計画)」を策定しました。

この計画に沿って、現在、やさしいまちづくりの推進、「県立こども病院」「県立福祉大学校」の建設、「冬季パラリンピック大会(平成10年3月)」の開催準備に取り組んでいます。

岐阜県民生部障害福祉課長 坂井 寛

「国連・障害者の十年」も平成4年が最終年にあたりますが、岐阜県においても昭和57年に策定した「障害者施策に関する長期計画」の見直しを検討しております。

障害者問題が、多面的かつ人権の問題であることから、単に県行政施策の基本的な方向と目標を提示するだけでなく、行政、関係団体及び県民の三位一体となって、長期的な行動計画とする「障害者施策に関する21世紀ビジョン」の策定にむけ準備を進めております。

静岡県民生部障害福祉課長 原 勝則

障害者対策は「県民誰もが豊かに生きることができる社会」を実現する基本として、昭和57年策定の行動計画に基づき施策の総合的な推進に努めています。特に、環境整備指導要綱の策定等の街づくり対策や住宅対策、小規模授産所、生活訓練ホーム、生活寮の県単独事業の推進などについて重点的に取り組んでいます。今後の重要な課題としては、精神障害者等に対する啓発、重度者対策、市町村における取り組みの充実等があげられます。

愛知県民生部障害援護課長 都築 賢弘

ノーマライゼーションの理念を実現していくことが、障害福祉行政の目指すべき方向であると思います。そのために本県は、県民の要望が強い生活施設の整備はもとより、障害者の「地域での自立」に取り組んでいく予定であり、リハビリテーション機能の充実、スポーツ、文化活動の一層の振興を始め、精神障害者の社会復帰対策などを重点として、障害者の「生活の場」「活動の場」を今後積極的に整備していくことを計画しております。

三重県福祉部障害福祉課長 西井 寛

この10年間で培われてきたノーマライゼーション理念の一層の普及と定着を図り、今後の施策の指針を示すため、昭和58年に策定した障害者のための長期行動計画を第2次長期行動計画として改定するとともに、個々の障害者が安全且つ快適に暮らせる街づくりを目指すための要綱及び技術指針を策定することにより、今後の障害者の社会参加、自立意欲及び生き甲斐の高揚並びに個々県民の行為及び社会環境整備等のあるべき姿を示していきたいと考えています。滋賀県健康福祉部障害福祉課長 大澤 範恭

本県では昭和57年に策定した「滋賀県障害者対策長期構想」等に基づき各般の施策を推進してきましたが、特に地域療育事業がほぼ県下全域で実施され、また、精神薄弱者更生施設、通所授産施設、共同作業所等の計画的整備を進めてきています。今後は特に誰にとっても住みよいまちづくりを推進するとともに、市町村を核として、各種サービスを総合的かつ体系的に障害者に提供するためのシステムを整備したいと考えています。

京都府福祉部障害福祉課長 須山 真行

「国連・障害者の十年」の中間にあたる1988年,京都で第24回全国身体障害者スポーツ大会を開催できたことは誠に幸せでありました。障害のある人はもちろん元気づきましたし,何よりも喜ばしかったのは,府民の目を大きく引き付け,啓発の効果が最大限に発揮されたことです。京都府では,この成果を地域スポーツの発展に,あるいは全国車いす駅伝競走大会にと引き継いでいます。今後も障害者対策推進にがんばります。

大阪府福祉部障害福祉課長 南野 欣司

大阪の街からさまざまな障壁を取り除き,子供たちやお年寄り,そして障害者が,それぞれの立場で社会で活躍できるよう,「福祉のまちづくり条例」を制定しました。また,本府に国の「国連・障害者の十年」記念施設が設置されることについて,検討が進められています。これらを機に,21世紀に向って障害者福祉の礎を固めるとともに,住みなれた地域で,へ々が心豊かに暮らせる「福祉都市・大阪」の実現をめざして,次の十年に思いを馳せています。

兵庫県福祉部障害福祉課長 野嶋 納美

兵庫県では21世紀の超高齢化社会を迎えるに当たり全国に先駆けて高齢者や障害者をはじめ,すべての県民がすこやかに暮らせる地域づくりをめざし,福祉のまちづくり条例を制定しました。

これは公共施設をはじめ医療,購買施設等公益的施設,その他個人住宅にまで安全かつ快適に生活できるよう,整備努力を盛り込んだ内容となっています。

このほか,全国数少ない車いすマラソン大会を継続開催する等各方面に渡り充実した障害福祉行政を展開しています。

奈良県民生部障害福祉課長 出山 雅章

奈良県では,昭和56年の国際障害者年に「心身障害者福祉対策の基本方向」を定め,また昭和62年に「心身障害者福祉に関する長期計画」を策定し,心身障害者対策を総合的に推進してきました。

この間,在宅福祉サービス事業の拡充や県心身障害者リハビリテーションセンターの建設など前進した面もありますが,課題も多く残されています。今後も「ノーマライゼーション」の思想に立ち,障害者の自立と社会参加を促進するため,それぞれの施策の一層の推進に努めていく考えです。

和歌山県民生部障害福祉課長 大井 光

昭和57年以来,「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」に基づき,啓発保健医療,教育,福祉,生活環境,雇用・就業の各分野において諸施策を実施してきました。特に平成4年には「国連・障害者の十年」の最終年を記念する「県民の集い」等記念事業を開催しました。

平成5年は,障害者対策の新たなスタートの年と踏まえ,「こころ豊かに誇れるふるさと」実現に向けて第2次長期行動計画を策定し,啓発の展開,福祉のまちづくり,在宅サービスの充実,社会復帰の促進等,更にきめ細かな施策により障害者福祉の一層の推進を図って行きたいと考えています。

鳥取県民生部社会課長 山田 次彦

鳥取県では,障害者福祉対策推進連絡会議を設置し,昭和57年度からの10年間の長期計画を策定し,計画的に施策を進めてまいりました。

この間,「心身障害者スポーツ振興基金」の設立等障害者の社会参加の促進等各施策を展開しております。

また,来年度,第2次長期計画の策定を検討しており,今後も引続き障害者の福祉の向上を図ってまいりたいと考えています。

島根県社会福祉部高齢者障害者福祉課長 清水 城次

島根県では昭和57年度に「障害者対策に関する島根県長期計画」を策定し、ノーマライゼーションの実現に着実な成果を上げてきましたが、障害者をめぐる今日の社会情勢の急激な変化に即応した新計画の策定を検討しています。新計画の策定に当たっては、現計画の総括を踏まえたものとするほか、県民一人一人の積極的な参加と市町村並びに民間団体等の協力を得て、「心のかよう障害者福祉」の実現に努めていきたいと考えています。

岡山県民生労働部更生福祉課長 高見 雅男

障害者の自立・社会参加を推進していくための援助は、ともすれば治療或いは障害の除去にウエイトを置いていた状況から、障害者一人ひとりのニーズに合わせて対応策を講じるといった方向へとスタンスを変えていくことが必要です。

これからの障害者福祉対策は、ライフステージという時間軸の上での確かつ多様な支援・助長策を、総合的にソフト・ハード両面から構築していくという着眼点と発想が必要であると考えています。

広島県福祉保健部障害福祉課長 長岡 和之

障害者が地域において他の市民と同様の生活を享受できるよう条件整備に努めてきましたが、今後も、豊かさの実感できる社会の構築という視点から、社会参加のためのアクセス整備、住宅等バリアフリーの生活環境の整備、文化・スポーツに係る施設や組織の整備などの促進に努めるとともに、重度障害者や精神障害者が就労等により自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できる条件の整備に努めることとしています。

山口県民生部障害福祉課長 大永 克教

山口県では、心のかよう福祉をめざして、障害者が、家族との暖かいふれあいの中で、地域社会の一員として主体的な生活を営むことができるよう、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透、障害者が安心して住めるようなまちづくり、在宅の障害者の支援対策の充実、障害者のニーズに応じた施設の計画的な整備などに努めます。

徳島県福祉生活部障害福祉課長 中川 清隆

本県では、平成3年3月に「健康県徳島」の創生を目指した「徳島県総合計画2001」を策定しましたが、現在、この計画に基づき、障害者対策として、生活基盤を確立するための在宅支援の充実、社会環境改善等による積極的な社会参加の促進、専門的な訓練及び社会自立を促進するための施設援護の充実を3本柱に、住みよいまちづくり、スポーツの振興、施設の社会化、精神障害者の社会復帰施設の整備等に重点的に取り組んでいます。

香川県民生部社会福祉課長 今谷 祥二

香川県では、障害者が地域の中でともに暮らし、社会参加できる福祉社会の実現をめざし、医学的リハビリから職業訓練までを一貫して行うリハビリセンターの整備、施設整備指針の策定による環境づくり等基盤づくりの推進や「ふれあいのつどい」の開催等による啓発活動、さらに就労の場の確保等に積極的に取り組んでいます。今度とも、県民の理解を深めながら障害者の自立と社会参加のための施策を総合的かつ体系的に取り組めます。

愛媛県県民福祉部障害福祉課長 和田 基之

本県では、ノーマライゼーションの下に在宅援護の充実や各種施設の適正配置等障害福祉の向上に努力しています。とりわけ、「国連・障害者の十年」の最終年を迎え、なお一層の障害者対策の充実強化が求められています。

このため、今後は、ハンディキャップを負った人々が生きがいをもって充実した生活が送れるよう人にやさしいまちづくりを進めるなど心ふれあう福祉システムの充実を図っていききたいと考えています。

高知県福祉生活部障害福祉課長 依岡 義浩

障害者が社会の一員として活躍できる地域社会の実現を目指し、高知県では障害者の自立生活の場として

の福祉ホームの整備,やさしい街づくりのための整備指針の策定など,障害者が地域社会で快適な生活を送るための基盤づくり,さらに福祉工場の整備など就労の場の確保等に積極的に取り組んでおります。今後とも,県民の理解を深めながら障害者の地域での自立生活のための施策に積極的に取り組むこととしております。

福岡県民生部障害福祉課長 入江 静美

在宅福祉施策の充実は,一方で障害者ニーズの多様化,社会福祉施設の利用形態の変化等を生じさせています。そこで,「国連・障害者の十年」の最終年に当たり,この十年間の成果を踏まえ,社会福祉施設の在宅介護機能等を地域社会へ還元し,在宅障害者の援護システム構築や,障害者・高齢者に住みよい街づくりの実現など,ハードとソフトの両面での障害者福祉の新たな考察が必要です。

佐賀県福祉生活部社会援護課長 高尾 俊夫

本県では平成3年度に「ひとにやさしいまちづくり整備指針」を策定し,公共施設の車椅子用トイレやスロープ,自動ドアなどの整備を進めるとともに,民間の公共的な施設においてもこれらの改善を図るため,平成4年度から助成制度を設けております。

しかし,施設の整備だけでは不十分であり,こうしたハードの整備で行き届かないところを,気配りや心遣いで補うという「ハートによるまちづくり」も必要であると考えています。

長崎県生活福祉部障害福祉課長 徳永 英機

長崎県では,昭和58年3月に啓発,保健・医療,教育,雇用・就業,福祉・生活環境の5部門にわたる障害者対策に関する長期行動計画を策定実施し,昭和63年には前期5か年の実績を踏まえ,後期重点施策を策定し実施してきました。また,平成3年度には,県内の障害者の実態に対する悉皆調査を行いました。今後は,10年の実績と評価,調査による障害者のニーズなどを総合的に勘案し,障害者対策を強力に進めたいと考えています。

熊本県福祉生活部障害福祉課長 藤本 和彦

熊本県では平成5年1月,「優しいくまもと」「躍動するくまもと」を県政の基本目標とした県計画(ゆたかさ多彩『生活創造』くまもと)を策定しました。

心身に障害のある方については1)安心して暮らせる福祉体制整備2)自立と社会参加の促進という大きな2本の柱を立て施策の推進を図ることにしています。

特に,障害者対策の条例を制定し,やさしい町づくりや雇用の促進あるいは地域療育体制の整備に力を入れて取り組んで行きたいと考えています。

大分県福祉生活部障害福祉課長 朝浦 幸男

障害者福祉対策は,障害者の種類別,程度別にニーズが異なり,それぞれに応じた対策が必要とされますが,本県においては基本的には,障害者が人間として尊重され,家庭や地域での自立した生活を可能とする条件づくりをめざして生活環境の整備,保健医療の充実,就労の促進,在宅福祉対策の充実・強化,施策の整備充実等の諸施策を積極的に推進していきたくと考えています。

宮崎県福祉生活部障害福祉課長 真茅 喜久

障害者福祉につきましては,障害者の自立と社会参加を促進するため,デイサービス事業,グループホーム事業などを実施し,在宅福祉の充実,強化を図るとともに障害者に対する理解を深めるための啓発事業を実施しております。また,福祉サービスの充実を図るため,福祉施設の計画的な整備に努めております。

なお,精神障害者の福祉に係る社会復帰対策としましては,通院患者リハビリテーション事業,小規模保護作業所の運営費の助成や在宅障害者の訪問指導及び相談事業並びにディ・ケア事業を行っております。

鹿児島県県民福祉部障害福祉課長 勝 美郎

『おもいやりの輪 やすらぎの郷』これは、本県知事が「国連・障害者の十年」の最終年に当たっての気持ちを色紙に書き、列島縦断キャラバン隊に託したものです。施策の推進や事業の実施で事足れりとなりがちな昨今、忘れてならないのは「おもいやりの輪」であり、目指すは「やすらぎの郷」の創造であることを改めて痛感した次第です。

沖縄県生活福祉部障害福祉課長 長嶺 良造

心身障害児・者の福祉の充実を図るために、施設整備を始め心身障害児小規模作業所への支援強化、住みよい福祉のまちづくり事業の実施や重度心身障害者への医療費助成等を行うほか、総合リハビリテーションセンターの設置について調査検討を進めています。また、精神障害者の社会復帰対策を推進し、精神障害者社会復帰施設の整備を図っています。さらに、障害者の「完全参加と平等」をより定着させ障害者福祉の向上を図るために、新たに沖縄県障害者行動計画の策定を検討する予定でいます。

札幌市民生局障害福祉部障害福祉課長 佐藤 保

在宅福祉対策の充実を主眼に、「福祉のまちづくり環境整備要綱」に沿って障害者に優しい街づくりを進めており、国の施策の他に、心身障害者や精神障害者の小規模作業所に対する運営費補助などの本市単独事業を実施しております。

来年以降は、実態調査及び中・長期計画の策定により、より長期的視野に立った総合的な施策の推進を図る予定であります。

仙台市民生局社会福祉部障害福祉課長 佐久間 徹二

仙台市では、すべての市民が健康で幸せな生活が営める100万都市づくりを推進していますが、来たるべき高齢化社会に向かって障害者対策は、全市民のためのものであるととらえてとりくむ必要があると考えています。

これまでの10年の成果を踏まえ、次の10年間の新たな計画をつくり、在宅生活の援助・社会参加の推進・必要な施設の整備等に力を入れてまいります。

千葉市市民生活局福祉部障害福祉課長 大沼 一行

千葉市では、総合基本計画において、障害者(児)福祉の充実をはかるために障害の発生の予防から障害者福祉施設の整備まで5本の柱を掲げ、障害者(児)福祉施策を推進しています。また、平成3年度を初年度とする第5次5か年計画において、指定都市として障害者福祉行政を推進していくうえで重要な(仮称)障害者相談センターの設置を中心に、法内・外施設等の整備から都市環境の整備まで障害者(児)のために住みよいまちづくりを推進しています。

横浜市民生局障害福祉部障害施設課長 高野 繁夫

横浜市では、障害者福祉の目標である「完全参加と平等」の実現に向け、1)障害児・者への相談の充実と、一貫したリハビリテーションシステムの確立2)障害児・者とその家族の援護3)療育・指導・訓練等を実施する施設の整備4)社会参加の促進と市民理解を進める啓発活動5)精神障害者の社会復帰体制の整備等の施策を展開しています。今後は、障害者が地域で安心して暮らせるよう、一層在宅福祉サービスの充実と施設整備・促進を図る考えです。

川崎市民生局福祉部障害福祉課長 北嶋 徹也

本市では、昭和60年以来、養護学校卒業の希望者全員が、援護施設やデイサービス施設等に通所できるよう施設の整備を、また、重い障害者でも在宅生活ができるようホームヘルプサービス事業の拡充等在宅福祉事業の充実にも努めております。今後は、障害を持つ人やお年寄りばかりでなく、市民の誰もが地域の中で共に生き助け合って安心して暮らしていける「生涯福祉都市づくり」を目指して福祉施策を展開してまいりたいと考えております。

名古屋市民生局厚生部障害福祉課長 田中 進

この10年の障害者対策の大きな流れを見ますと、施設中心の福祉から在宅サービス重視の地域福祉への変化が見られるところです。

今後は、障害者の社会参加を促進するまちづくりの推進と各種施策の拡充を図り障害者にとって住み慣れた地域社会の中で安定した生活を送ることができるようぬくもりの感じられるまちづくりに努めてまいります。

京都市民生局福祉部障害福祉課長 西村 清忠

京都市では、昭和58年1月に「国際障害者年京都市行動計画」を策定し、取組を進めてきました。平成4年10月には、前行動計画の理念を継承・発展させ、さらには、「人」を主役「健康」を尺度とした本市行政の基本的構想である京都市健康都市構想を重要な視点とし、障害のある市民もない市民も、ともに暮らせる健康都市・京都を築くために「ノーマライゼーションを進めるための総合的福祉施策のあり方」と題する「第2次行動計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、総合的な障害者福祉施策の推進を図っていきたいと考えています。

大阪市民生局福祉部障害福祉課長 三島 浩一

大阪市では、昭和58年に「長期計画」を策定し、障害者の自立と社会参加を促進するため、鉄道駅舎のエレベーター等に対する設置助成等ハード面の整備や、社会参加の場としての障害者福祉作業センター・小規模作業所の運営助成、また、平成4年度から実施を計画している知的障害者に対するガイドヘルパーの派遣などソフト面の整備にも努めてきました。

今後とも、障害者やおとしよりをはじめ、すべての市民が安心して生活のできる「ひとにやさしいまちづくり」に努めていきたいと考えています。

神戸市民生局心身障害福祉室障害相談課長 竹山 昭治

住み慣れた地域で家族とともに社会生活を送りたいという障害者のニーズに応えるため、神戸市では、地域福祉を充実し、重度障害者対策、介助者の高齢化等に伴う対策、生涯を通じたケア体制の整備を進めていくことを目標に、障害者福祉計画を平成4年度からスタートしています。今後とも計画に基づき、体系的、総合的に、在宅障害者福祉センターをはじめ、小規模作業所、デイサービス事業、ガイドヘルパー等の在宅支援サービスと施設福祉とをバランスよく積極的に推進し、ノーマライゼーションの理念の実現をめざしていきたいと考えています。

広島市民生局福祉部障害福祉課長 松若 仁志夫

身体障害者対策としては、1)その自立を支援するための総合的なリハビリテーション体制の整備2)社会参加の促進対策としての障害者デイサービスセンターの整備、精神薄弱者対策としては、1)施設不足解消のための精神薄弱者援護施設の整備促進2)施設機能を活用した地域での独立自立生活の推進、精神障害者対策としては、1)社会参加を促進するための社会復帰援助2)精神保健指導センターの拡充整備等を今後も積極的にすすめていきたいと考えています。

北九州市民生局障害福祉課長 藤崎 豊史

昭和48年の身体障害者モデル都市宣言以来、障害者の住みよい街づくりをめざして、都市環境整備、福祉施設整備、在宅福祉の充実を三つの柱として総合的な対策をすすめてきました。

現在は、ノーマライゼーションの考えに立って、障害を持つ人も社会の一員として、その能力に応じて社会や経済、文化などの分野で積極的に活動し、社会生活を等しく営むことができる社会の構築をめざして、障害者福祉施策を推進しています。

福岡市民生局福祉部障害福祉課長 山浦 時男

本市の障害者福祉施策は、民間の福祉活動を積極的に活用するとともに、在宅介護の中心的な役割を担う「福岡市市民福祉サービス公社」を設立するなど、市民参加型の新しい福祉システムの構築を進めていま

す。

また、障害者に優しい街づくりにつきましては、福祉に配慮した都市施設の技術的標準である「『福岡型福祉社会』のための環境づくり指針」に基づき、全市を挙げて取り組んでいるところです。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare